

平成 30 年度共同募金「使途選択募金」実施要領 —ながの「地域課題解決チャレンジプロジェクト」—

1 趣 旨

長野県共同募金会（以下「本会」という。）は、厚生労働省の承認を受けて、地域課題・社会課題の解決に取り組む団体を応援することを目的に、共同募金の期間拡大を活用した使途選択募金（ながの「地域課題解決チャレンジプロジェクト」）を実施する。

この募金は、あらかじめ本会が募集する使途選択募金の参加団体として配分委員会において選定及び承認された団体の活動に対し、寄付者が団体及び活動を指定して寄付するものである。

2 参加団体の要件及び件数

長野県内で活動する民間の非営利団体で、団体としての活動実績が 1 年以上であり次の要件を満たしている団体を対象とする。（法人格の有無は問わない。）

- (1) 県内に活動拠点をおき、県域または複数市町村で活動をされている団体であること。
- (2) 地域社会において地域課題・社会課題を解決するための活動に取り組んでいること。
- (3) 課題をアピールしながら活動の必要性を広く住民に伝え、共同募金の一環として募金を呼びかけることができる団体であること。
- (4) 寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制をもち、定款・会則等を有し、事業内容及び会計情報を公開できる団体であること。
- (5) 政治活動・宗教活動を目的とした団体でないこと。

なお、審査により選定する参加団体数は、応募のあった団体の運営状況、活動内容、募金活動計画等を勘案し、概ね 4 件程度とする。

3 配分対象とする主な活動分野

配分対象とする活動分野は地域福祉及び他分野との境界とし、公的制度では解決できない、次の課題の解決に取り組む活動とする。

- (1) 未来の若者・こどもたちのための活動
ニート・不登校・ひきこもりの人を支援する活動、児童虐待・いじめを防ぐための活動、こどもの居場所づくりや学習支援の活動など
- (2) 地域で孤立しないで暮らすための活動
生活課題を抱える高齢者等を支援する活動、障害者の地域移行を支援する活動、子育てに悩む家庭を支援する活動、外国人が地域で孤立しないための活動など
- (3) その人の尊厳と自立を支えるための活動
自殺予防活動、生活困窮者・ホームレス等の支援活動、難病者の支援活動、犯罪被害者家族の支援活動、DV・虐待防止活動、権利擁護活動など
- (4) 安心・安全なまちづくりのための活動
災害復興・被災者を支援する活動、地域の防災・減災活動、地域の安全・防犯活動、空き家・空き店舗等を活用した居場所づくりなど
- (5) その他、福祉に係る地域課題・社会課題の解決に取り組む活動

4 対象経費

3 の活動を行う経費とし、管理運営に係る経費（人件費を含む）は対象としない。

5 募金活動

- (1) 募金期間

平成 31(2019) 年 1 月 1 日(火) から平成 31(2019) 年 3 月 31 日(日) までの期間とする。

(2) 寄付依頼活動

① 本会

本会は関係機関・団体及び報道機関等への周知に努めるとともに、参加団体の情報は、本会ホームページで公表する。

② 参加対象団体

本会が提供する募金振込用紙付チラシを活用し、当該団体の募金活動計画に基づき実施する。

(3) 募金に係る経費

募金振込用紙付チラシ、領収書、同送付事務に係る経費は、寄付金額の一部を充てる。

6 配分申請

配分を希望する団体は、本会が定める申請様式に必要事項を記載のうえ、添付資料を添えて平成30(2018)年11月9日(金)までに電子メールまたは郵送により本会あて提出する。

なお、配分申請をもって、参加団体としての参加申請も兼ねる。

※ 申請様式のデータが必要な場合は、本会ホームページからダウンロードする。

[申請書類の送付先] nkyobo@akaihane-nagano.or.jp

〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館内

[様式ダウンロード] <http://www.akaihane-nagano.or.jp/>



7 配分額

- (1) 上記6に対する配分額は、参加団体ごとの募金実績額から10%（災害等準備金繰入額及び募金に係る経費）を控除した額の範囲内で、本会が承認した額とする。ただし、募金実績額が10万円未満の場合は、募金実績額から10%を控除しないこととする。
- (2) 募金実績額から10%を控除した額が配分計画額を超える場合は、事業の計画等について、本会と参加団体で協議を行うこととする。

8 配分事業を実施する期間

2019年5月1日(水)から2020年3月31日(火)までとする。

9 寄付金の受付及び管理

- (1) 寄付金は、所定の募金振込用紙により本会が受け付け、本会の取引金融機関口座において管理する。
なお、現金による受領は原則として行わないものとする。
- (2) 寄付金は、日々集計し、その金額・件数は参加団体と連携し、公表する。

10 募金活動及び配分活動日程

2018年	11月9日	申請書の提出期限
	11月中旬	配分委員会による参加団体の選定及び配分計画の承認
	12月	参加団体に対する説明会の開催
	12月	参加団体による使途選択募金の準備
2019年	1月1日	参加団体による使途選択募金の開始
	3月31日	参加団体による使途選択募金の終了 配分委員会における使途選択募金受入状況の報告
	4月	募金実績に基づく申請内容等の見直し及び助成計画の変更
	6月	理事会・評議員会における配分の決定
	7月1日～	使途選択募金参加団体による事業の実施